

返還不要です

熊本県奨学のための給付金  
熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金

## 家計急変世帯への支援のご案内

### 1. 概要

熊本県では、家庭の経済状況にかかわらず、進学の実意ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して「熊本県奨学のための給付金」および「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金」の給付を行います。

従来の生活保護（生業扶助）受給世帯及び住民税所得割非課税世帯に加え、新たに家計急変により保護者等の収入が激減し、保護者等全員が住民税所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯を対象に給付を実施します。

### 2. 対象となる方

- 高校生等が私立の高等学校（特別支援学校高等部生徒を除く）、専修学校高等課程、専修学校一般課程等又は高等学校等専攻科に在学しており、高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の受給対象者であること。
- 上記に該当する高校生等の保護者等が熊本県内に住所を有すること。
- 家計急変により、保護者等全員が道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に相当すると認められること。

※ 保護者等全員が住民税所得割非課税相当である必要があるため、例えば父親のみが減収により、非課税相当であっても、母親が課税相当であれば対象とはなりません。

※ 生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯は対象とはなりません。（専攻科を除く）

### 3. 生徒一人当たりの給付額（年額）

所得要件等		全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯		対象外		
住民税所得割 非課税世帯	第1子の 高校生等	137,600円	52,100円	52,100円
	第2子以降の 高校生等	152,000円		

※ 7月2日以降に家計が急変した場合、翌年3月までの月数に応じた額となります。（例：9月10日に家計が急変した場合、10～翌年3月分相当額を給付します。）

#### 4 申請の手続き

給付金を申請する方は、申請期限までに、学校へ次の書類を提出してください。

- ① 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」又は「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
- ② 「振込口座が確認できる書類」（通帳の表紙やキャッシュカードのコピー等）  
※ 「貼付け台帳」に添付して提出してください。  
※ 申請者以外の口座を指定する場合、「受領委任状」が必要です。
- ③ 「扶養関係が確認できる書類」（健康保険証の写し等）  
※ 当該世帯に扶養されている2人目以降の高校生等又は15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に、対象となる高校生等及び兄弟姉妹の扶養が確認できる書類を提出してください。  
※ 「貼付け台帳」に添付して提出してください。  
※ 国民健康保険に加入している場合は、「健康保険証の写し」と「扶養誓約書」、健康保険証を保持していない場合は、「扶養誓約書」を提出してください。
- ④ 「申立書」
- ⑤ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
（例：離職票、雇用保険受給資格証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、減免通知書、戸籍全部事項証明書、診断書など）
- ⑥ 家計急変前の収入を証明する書類  
（例：保護者等全員の令和5年度（2023年度）課税証明書など）
- ⑦ 家計急変後の収入を証明する書類  
（例：会社作成の給与見込（急変後12か月間）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など）
- ⑧ 保護者等の扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類  
（例：扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など）  
※ 国民健康保険に加入している場合は、健康保険証の写しに加えて、「扶養誓約書」を提出してください。

※ 給付金の支払日については、審査終了後書面でお知らせします。

学校への申請期限： 令和5年（2023年） 月 日（ ）

学校の連絡先： — —